

平成 23 年第 2 回臨時会

滝川市議会議録

## 第2回臨時会会議録目次

第1日目（平成23年5月9日）	頁
○臨時議長紹介	3
○開会宣言	3
○開議宣言	3
○仮議席の指定	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 選挙第 1号 滝川市議会議長の選挙について	3
○日程第 3 選挙第 2号 滝川市議会副議長の選挙について	5
○日程第 4 議席の指定	5
○日程第 5 会期決定	6
○市長あいさつ	6
○日程第 6 選任第 1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	7
○日程第 7 選任第 2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	7
○日程第 8 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について	8
○日程第 9 選挙第 4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について	8
○日程第 10 選挙第 5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について	9
○日程第 11 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について	10
○日程第 12 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について	10
○日程第 13 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について	11
○日程第 14 選挙第 9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について	12
○日程第 15 議案第 1号 副市長の選任について	13
○日程第 16 議案第 2号 監査委員の選任について	13
○日程第 17 報告第 1号 平成22年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて	14
○日程第 18 報告第 2号 平成22年度滝川市病院事業会計継続費の繰越しについて	16
○日程第 19 報告第 3号 専決処分について（平成22年度滝川市一般会計補正予算（第13号））	16
○日程第 20 報告第 4号 専決処分について（平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	17
○日程第 21 報告第 5号 専決処分について（平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号））	18
○日程第 22 報告第 6号 専決処分について（損害賠償額の決定）	20

○日程第23 報告第 7号 専決処分について（損害賠償額の決定）	21
○日程第24 報告第 8号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	22
○日程第25 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	27
○総務部長あいさつ	28
○閉会宣言	28

## 平成23年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成23年 5月 9日（月）  
午前10時01分 開会  
午後 0時26分 閉会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 選挙第 1号 滝川市議会議長の選挙について  
日程第 3 選挙第 2号 滝川市議会副議長の選挙について  
日程第 4 議席の指定  
日程第 5 会期決定  
日程第 6 選任第 1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について  
日程第 7 選任第 2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について  
日程第 8 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について  
日程第 9 選挙第 4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について  
日程第 10 選挙第 5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について  
日程第 11 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について  
日程第 12 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について  
日程第 13 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について  
日程第 14 選挙第 9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について  
日程第 15 議案第 1号 副市長の選任について  
日程第 16 議案第 2号 監査委員の選任について  
日程第 17 報告第 1号 平成22年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて  
日程第 18 報告第 2号 平成22年度滝川市病院事業会計継続費の繰越しについて  
日程第 19 報告第 3号 専決処分について（平成22年度滝川市一般会計補正予算（第13号））  
日程第 20 報告第 4号 専決処分について（平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））  
日程第 21 報告第 5号 専決処分について（平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号））  
日程第 22 報告第 6号 専決処分について（損害賠償額の決定）  
日程第 23 報告第 7号 専決処分について（損害賠償額の決定）  
日程第 24 報告第 8号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）  
日程第 25 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

### ○出席議員（18名）

1番	渡辺精郎君	2番	清水雅人君
3番	水口典一君	4番	坂井英明君
5番	渡邊龍之君	6番	小野保之君
7番	木下八重子君	8番	山本正信君
9番	三上裕久君	10番	堀重雄君
11番	関藤龍也君	12番	山口清悦君
13番	田村勇君	14番	井上正雄君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	大谷久美子君	18番	窪之内美知代君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	教育長	小田真人君
教育委員会委員長	若松重義君	総括理事兼 会計管理者	高橋賢司君
総務部長	吉井裕視君	総務部次長	高橋一昭君
総務部参事	居林俊男君	市民生活部長	伊藤克之君
保健福祉部長	橘弘恭君	保健福祉部次長	佐々木哲君
経済部長	若山重樹君	経済部参事	多田幸秀君
経済部参事	中島隆宏君	建設部長	大平正一君
建設部技監	三谷文彰君	教育部長	館敏弘君
教育部次長	河野敏昭君	教育部指導参事	四十九院正満君
監査事務局長	堀下博正君	病院事務部長	鈴木靖夫君
総務課長	田中嘉樹君	企画課長	中島純一君
財政課長	山崎猛君	行政経営課長	松澤公和君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次長	田湯宏昌君
書記	寺嶋悟君	次書記	田村井理君

開会 午前10時01分

◎臨時議長紹介

○事務局長 それでは、本日の会議の開会に先立ちまして、私からご説明申し上げます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時の議長の職務を行います。本日の出席議員中、渡辺精郎議員が年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

渡辺議員、どうぞ議長席の方にお越しくださいますようにお願いします。

○臨時議長 おはようございます。ただいま紹介をいただきました渡辺であります。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行わせていただきます。

◎開会宣告

○臨時議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成23年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○臨時議長 これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長 この場合、議事の進行上仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○臨時議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第2 選挙第1号 滝川市議会議長の選挙について

○臨時議長 日程第2、選挙第1号 滝川市議会議長の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長から議案について説明があります。

○事務局長 ただいま上程されました選挙第1号の議案をお開き願います。議案提出者として印刷してございます滝川市議会臨時議長の次に渡辺精郎と加筆をお願いいたします。

○臨時議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長 それでは、異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川市議会議長に水口典一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました水口典一議員を滝川市議会議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました水口典一議員が滝川市議会議長に当選されました。

当選されました水口典一議員には、本席よりその旨を告知いたします。

水口典一議員の議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。

○水口議員 ただいまは滝川市議会議長にご推举を賜り、まことにありがとうございます。皆様方に心より御礼を申し上げたいというふうに思います。

私はもとより浅学非才の立場ではございますが、このご推举をいただきました感激と同時に責任の大きさをひしひしと感じ、身の引き締まる思いでいっぱいあります。私は、前期、中田議長のもとで4年間副議長として務めさせていただき、この経験を十分に生かし、特に改選前に取り組みました市民の皆様方にわかりやすい、そして透明性の高い開かれた議会を目指し、このことを確実に、そしてスピード感を持って実行していきたいというふうに考えております。また、前田新市長をお迎えをし、市、議会が車の両輪として適度な緊張感を保ちながら、市民、市、議会が心を一つにし、そして市民の幸せのために私自身強い決意を持ってまちづくりのために邁進をしてまいる所存でございますので、どうか理事者、職員各位の皆様におかれましては今までに増して市勢発展のためにご奮闘いただき、そして本日はこのように傍聴席にたくさんの市民の皆様方にも足をお運びいただきました。市民の皆様方にもどうかご支援をいただき、この4年間が滝川市民にとって本当によかったですと思っていただける4年間にしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうか皆様方のご協力をお願いをいたします。

最後になりますけれども、本当に人生経験も浅く、44歳の若輩者ではございますが、議会の皆様方の特段のご理解と、そしてご指導、ご鞭撻のもとに私自身全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様方の変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、承諾に当たりましての私からの皆様方へのお礼のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○臨時議長 これをもちまして臨時議長の職務が終了いたしましたので、新議長に交代いたします。ありがとうございました。

◎日程第3 選挙第2号 滝川市議会副議長の選挙について

○議長 それでは、日程第3、選挙第2号 滝川市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長から議案についての説明がございます。

○事務局長 ただいま上程されました選挙第2号の議案をお開きいただきたいと思います。議長が決定したことに伴いまして、議案提出者として印刷してございます滝川市議會議長の次に水口典一と加筆をお願いいたします。

なお、後ほど上程が予定されております選任第1号及び第2号並びに選挙第3号から第9号までの議案につきましても、それぞれ滝川市議會議長の次に水口典一と加筆をお願いいたします。

○議長 お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

滝川市議会副議長に田村勇議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました田村勇議員を滝川市議会副議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました田村勇議員が滝川市議会副議長に当選されました。

当選されました田村勇議員には、本席よりその旨を告知いたします。

田村勇議員の副議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。田村副議長。

○田村議員 ただいまご推挙いただきました田村勇でございます。前田新市長のもと初代の副議長として、滝川市難題山積しておりますが、住みよい滝川づくりのため粉骨碎身努力してまいります。なお、理事者並びに議員の皆様方にもよろしくご鞭撻のほどお願いいたします。

◎日程第4 議席の指定

○議長 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、滝川市議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席配置図を配付させます。

(議席配置図配付)

○議長 議席の番号及び氏名は、ただいま配付をいたしましたとおりの内容で指定をいたしました。

氏名標をお立て願います。

◎日程第5 会期決定

○議長 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎市長あいさつ

○議長 この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 本臨時会開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの統一地方選挙におきまして、見事当選されました18名の市議会議員の皆様に心からのお祝いを申し上げる次第でございます。そして、ただいま水口議長、そして田村副議長がご選任されましたことも心よりお祝い申し上げます。今後の市議会の活動に大きな期待を寄せさせていただくところでございます。

私も市民の皆様の大きな力をいただき、52年ぶりの民間市長としての立場をいただきました。一連の問題に対するけじめ、そして現在の閉塞感を打破し、強く、正しく、明るく刷新されたまちづくりを望む声が変化という重い扉を押しあけていただいた、そのように感じております。その大きな期待に対する責任は、大変重いものがあるというふうに感じております。これからも市民の皆様との対話を重視しながら、お約束させていただいた新しいまちづくりの実現へ向けて、着実に一步一歩進めてまいりたいと思っている次第であります。あわせて市役所改革を目指しております、これからとの政策の判断基準としてその行動が、その行為が、その選択が市民の皆様のためになるかどうか、それを基準として考えていただきたいというお願いをさせていただきました。職員の皆さんと一体となって、市民のための市役所づくりに邁進してまいりたい、そのように考えております。

先ほど水口議長からのごあいさつにもございました。私も同じ考え方でございます。市と市議会は車の両輪である、これは多くの方がおっしゃっております。そして、その適度な距離感と同じスピード感は大変重要であると思っている次第でございます。今後ともより以上の議員各位の闘争なご議論とご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、本臨時会におきます私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長 4月1日付の人事異動に伴う市立病院長及び人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第6、選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第7 選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第7、選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

選任第1号及び選任第2号が可決されたことに伴い、各常任委員会並びに議会運営委員会が所管する閉会中継続調査項目を協議するため、それぞれの委員会をこれより開催をいたしますので、暫時休憩をいたします。再開の時刻については放送でお知らせをいたします。休憩といたします。

休憩 午前10時24分  
再開 午前11時01分

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長 日程第8、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定に基づき、1名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に田村勇議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました田村勇議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田村勇議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選されました田村勇議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第9 選挙第4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長 日程第9、選挙第4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知衛生施設組合規約第5条第2項の規定に基づき、4名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に、渡邊龍之議員、木下八重子議員、堀重雄議員並びに窪之内美知代議員の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡邊龍之議員、木下八重子議員、堀重雄議員並びに窪之内美知代議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

#### ◎日程第10 選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

○議長 日程第10、選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、滝川地区広域消防事務組合規約第5条第2項の規定に基づき、3名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に、三上裕久議員、山口清悦議員並びに荒木文一議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を滝川地区広域消防事務

組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました三上裕久議員、山口清悦議員並びに荒木文一議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第11 選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長 日程第11、選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題いたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知広域水道企業団規約第5条第1項の規定に基づき、5名の企業団議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域水道企業団議会議員に、渡邊龍之議員、小野保之議員、木下八重子議員、山本正信議員並びに柴田文男議員の5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡邊龍之議員、小野保之議員、木下八重子議員、山本正信議員並びに柴田文男議員が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第12 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議長 日程第12、選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題いたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、石狩川流域下水道組合規約第5条第2項の規定

に基づき、2名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、坂井英明議員並びに大谷久美子議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名の議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました坂井英明議員並びに大谷久美子議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

### ◎日程第13 選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 日程第13、選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、3名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に、私水口典一、清水雅人議員並びに坂井英明議員の3

名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私水口典一、清水雅人議員並びに坂井英明議員が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第14 選挙第9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長 日程第14、選挙第9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本市選挙管理委員4名並びに補充員4名がそれぞれ平成23年5月11日で任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行いたいと思います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、選挙管理委員、補充員ともに地方自治法第182条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

まず、先に滝川市選挙管理委員4名の指名を行います。滝川市選挙管理委員に、藤本清正氏、林弘氏、山本佳子氏並びに池田勲氏を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました各氏を滝川市選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤本清正氏、林弘氏、山本佳子氏並びに池田勲氏が滝川市選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員4名の指名を行います。補充員は補充の順位別に、第1順位に太刀川令子氏、第2順位に丹羽修身氏、第3順位に山木昇氏、第4順位に田中良吉氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各氏をその順位のとおり補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、補充員は、第1順位に太刀川令子氏、第2順位に丹羽修身氏、第3順位に山木昇氏、第4順位に田中良吉氏が当選されました。

◎日程第15 議案第1号 副市長の選任について

○議長 日程第15、議案第1号 副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第1号 副市長の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市副市長、末松静夫氏が平成23年4月27日をもって辞任したい旨の届け出がございました。諸般の事情を勘案し、やむなしと判断いたし、受理したところであります。しかしながら、滝川市の行政といたしましては一刻の停滞をも招くわけにはいかないと判断をいたし、このたび直ちに後任の副市長として現総務部長の吉井裕視氏を選任いたしましたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴をご参考までにお手元に配付させていただいております。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 議案第2号 監査委員の選任について

○議長 日程第16、議案第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第2号 監査委員の選任について提案理由の説明をさせ

ていただきます。

滝川市監査委員のうち、議員のうちから選任する監査委員であられた堀田建司氏が平成23年4月29日付で任期が満了いたしましたことから、その後任として三上裕久議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴は、ご参考までにお手元に配付させていただいているとおりでございます。

以上、ご説明を申し上げまして、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

この場合、地方自治法第117条の規定により三上議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席をされておりますので、このまま会議を続行いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

(三上議員入場)

#### ◎日程第17 報告第1号 平成22年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 日程第17、報告第1号 平成22年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第1号 平成22年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご報告申し上げます。

平成22年度滝川市一般会計補正予算（第9号）において地域活性化・きめ細かな交付金事業、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の3事業、同じく一般会計補正予算（第10号）において交通バリアフリー化促進事業、東小学校屋内体育館耐震改修事業の2事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。また、住宅施策推進事業につきましては、民間住宅の耐震改修工

事に対する補助制度であり、年度内完了を目指し事業展開していたところですが、年度内に改修工事等が改良しないことから、平成23年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定に基づき、繰越明許費として専決処分したところでございます。この翌年度に繰り越す6事業に係る繰り越し計算書について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域活性化・きめ細かな交付金事業、翌年度繰越額3億8,419万9,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が4,953万2,000円、地方債が3億870万円、一般財源が2,596万7,000円でございます。なお、国庫支出金4,953万2,000円につきましては全額地域活性化・きめ細かな交付金で、地方債3億870万円につきましては全額補正予算債となっております。

同じく2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業、翌年度繰越額1,544万1,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,520万2,000円、一般財源が23万9,000円でございます。なお、国庫支出金1,520万2,000円につきましては、全額地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、翌年度繰越額4,285万8,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として道支出金が2,142万9,000円、一般財源が2,142万9,000円でございます。なお、道支出金2,142万9,000円につきましては、全額子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金でございます。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、交通バリアフリー化促進事業、翌年度繰越額8,410万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として地方債6,300万円、一般財源が2,110万円でございます。なお、地方債につきましては、全額一般単独事業債でございます。

8款土木費、5項住宅費、事業名、住宅施策推進事業、翌年度繰越額210万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が210万円でございまして、全額社会資本整備総合交付金でございます。

10款教育費、2項小学校費、事業名、東小学校屋内体育館耐震改修事業、翌年度繰越額496万7,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が248万3,000円、一般財源が248万4,000円でございます。なお、国庫支出金248万3,000円につきましては、全額安全・安心な学校づくり交付金でございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

○日程第18 報告第2号 平成22年度滝川市病院事業会計継続費の繰越しについて  
○議長 日程第18、報告第2号 平成22年度滝川市病院事業会計継続費の繰越しについて  
を議題といたします。

説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 報告第2号、平成22年度滝川市病院事業会計継続費繰り越し計算書についてご  
説明申し上げます。

平成22年度滝川市病院事業会計継続費の繰り越しについては、地方公営企業法施行令第18条  
の2第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

別紙継続費繰り越し計算書をごらんください。病院改築事業の継続費の設定につきましては、総  
額、年割額などの議決をいただいているところですが、平成22年度継続費予算額51億7,00  
4万6,000円に対し支払い義務発生額が51億1,869万2,000円となりましたので、  
地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、予算額から支払い義務発生額を差し引いた  
残額5,135万4,000円について翌年度へ繰り越しすることといたしましたので、同  
項の規定により報告するものです。なお、翌年度繰り越し額に係る財源内訳は、企業債を5,13  
0万円、損益勘定留保資金を5万4,000円と予定しているところであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は報告済みといたします。

○日程第19 報告第3号 専決処分について（平成22年度滝川市一般会計補正予算  
(第13号)）

○議長 日程第19、報告第3号 専決処分について（平成22年度滝川市一般会計補正予算  
(第13号)）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第3号 専決処分につきましてご報告をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3  
項の規定によりご報告いたします。

1、専決事項、平成22年度滝川市一般会計補正予算（第13号）。

平成22年度滝川市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の追加は、第1表、繰越明許費補正による。

2、専決処分年月日は、平成23年3月31日でございます。

2ページをお開き願います。第1表、繰越明許費補正でございます。平成23年度に繰り越しして使用する経費は、次の事業に係る経費でございます。

8款土木費、5項住宅費、事業名、住宅施策推進事業、繰越金額は210万円でございます。住宅施策推進事業につきましては、事業費の全額が社会資本整備総合交付金で措置され、民間住宅の耐震改修工事に係る補助金として1件につき上限30万円を補助するものでございますが、年内に完了しないことから全額を繰越明許費とするものでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決しました。

#### ◎日程第20 報告第4号 専決処分について（平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

○議長 日程第20、報告第4号 専決処分について（平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第4号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

専決事項につきましては、平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であり、専決処分年月日は平成23年3月31日でございます。

補正予算の概要でございますけれども、国から交付される財政調整交付金、普通調整交付金でございますが、予算額を下回ったことから、歳入不足が見込まれることとなったことにより国庫支出金を減額し、基金繰入金を増額する内容でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、

歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2項、専決処分年月日は、平成23年3月31日でございます。

2ページは、第1表、歳入予算補正でございますので、お目通しをお願いをいたします。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額3,000万円の減額につきましては、財政調整交付金が確定したことから減額したいとするものでございます。

8款繰入金、2項1目基金繰入金、補正額3,000万円の増額につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、財政調整交付金の減額交付により歳入不足が見込まれることから基金の一部を取り崩し、財源の確保を図りたいとするものでございます。

以上で報告第4号 専決処分についての説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認することに決しました。

◎日程第21 報告第5号 専決処分について（平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号））

○議長 日程第21、報告第5号 専決処分について（平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第5号 専決処分についてご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

専決処分年月日は、平成23年3月31日でございます。

補正の概要でございますけれども、老人保健制度は平成20年3月診療分をもって制度が廃止されており、制度廃止後の精算等のため特別会計を維持してまいりましたが、法令による設置義務が

本年3月31日までとなっていること、また会計規模も小さくなつたことにより特別会計を本年3月31日をもって廃止したことによる補正でございます。特別会計は、廃止後出納閉鎖期間を持たないことから、3月31日に平成22年度の決算処理を行い、その収支差引額を一般会計へ繰り出し、収支同額とした補正予算の内容でございます。

それでは、議案のご説明をさせていただきます。1ページをごらんいただきたいと思います。第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ459万8,000円を減額し、予算の総額を361万8,000円とするものでございます。

第2項、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

専決処分年月日は、平成23年3月31日でございます。

2ページから3ページにかけましては、第1表、歳入歳出予算補正でございます。お目通しをお願いをしたいと思います。

補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6万5,000円の減額でございますが、審査支払い機関に対する手数料の支払い減によるものでございます。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、2目医療費支給費、3目審査支払手数料につきましては、医療費の過誤納請求や返戻などによる精算のおくれ等に伴う支払いに対応するため予算化をしていたところでございますけれども、平成22年度において発生しなかつたことによる残額でございます。

3款諸支出金、1項償還金、1目還付金につきましても平成22年度において発生しなかつたことによる減額でございます。

2項1目他会計繰出金78万1,000円の増額補正につきましては、特別会計廃止により収支差額分を一般会計に繰り出しするものでございます。

4款1項1目予備費、執行残額を減額したいとするものでございます。

以上、459万8,000円を減額補正とし、歳出合計で361万8,000円となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金につきましては、概算による交付がなくなったことと平成21年度の精算により交付を受ける額がなかったことによるものでございます。

2目審査手数料交付金につきましては、平成21年度の精算により交付された額以外を減額するものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、3款道支出金、1項道負担金、1目医療費負担金の減額につきましては、医療費交付金と同様の理由によるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目他会計繰入金につきましても医療費等の支出がなかつたことによるものでございます。

5款1項1目繰越金は、予算額を減額するものでございます。

6款諸収入、1項延滞金及び加算金、1目延滞金、2目加算金につきましては、収入がなかったことによる減額でございます。

2項雑入、1目第三者納付金につきましては、交通事故等による医療費を老人保健で支出していた分の損害保険会社からの納入で、2目返納金につきましては国保連合会からの医療費の過誤納付金でそれぞれ増額となったところでございます。

3目雑入についても収入がなかったことによる減額でございます。

以上、459万8,000円を減額補正とし、歳入合計で361万8,000円となったところでございます。

以上を申し上げまして、報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は承認することに決しました。

## ◎日程第22 報告第6号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 日程第22、報告第6号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました報告第6号 専決処分につきまして地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時は、平成23年1月14日16時35分ごろで、場所は西滝川76番地1、滝川ふれ愛の里の駐車場内でございます。

相手方は、旭川市神楽6条8丁目5番1号にお住まいの藤田浩二さんでございます。

損害賠償額は、6万6,610円であります。

なお、過失割合は、市が30パーセント、相手側が70パーセントでございます。なお、この賠償額につきましては、市が加入いたします社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で全額補填されるところでございます。

事故原因であります、介護保険事業用務のために滝川ふれ愛の里の駐車場内で公用車両を発進したところ、前方からバックしてきた相手方の車両と衝突し、損害を与えたものでございます。

専決処分年月日は、平成23年3月25日であります。

日ごろから安全運転の励行はもちろんのこと車両発進の際には常に前後左右確認を含めて細心の注意を払うように指導してまいりましたところでございますが、このような事故となりましたことを深くおわびを申し上げます。改めて本人はもとより外勤する職員に対しまして声かけによる安全運転の徹底について指導してまいるところでございます。まことに申しわけございませんでした。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第6号は報告済みといたします。

#### ◎日程第23 報告第7号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 日程第23、報告第7号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第7号 専決処分につきまして報告をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決事項でございますが、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時が平成23年3月16日午後6時15分ごろでございます。

発生場所は、滝川市東町2丁目3番19号地先でございます。

相手の方が扇町2丁目4番25号、布谷慎一様でございます。

損害賠償額は、20万8,747円でございます。

事故原因につきましては、交流推進用務を終え、公用車両にて市道赤平通り線を赤平方面から市役所に向かって帰庁中、東町2丁目3番19号地先交差点において前方で停車していた相手方車両後部に追突し、損害を与えたものでございます。この損害賠償額につきましては、社団法人の全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で全額補填となるところでございます。

専決処分年月日につきましては、平成23年4月13日でございます。

前の報告と同様に今後交通事故防止の職員啓発を含めまして厳正に対処してまいりたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第7号は、報告済みといたします。

◎日程第24 報告第8号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 日程第24、報告第8号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第8号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

専決事項は滝川市税条例の一部を改正する条例でございまして、専決処分年月日は平成23年3月31日でございます。

平成23年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布をされ、本年4月1日から施行をされているところでございまして、国民健康保険税の課税限度額が改正となったところでございます。条例改正の概要でございますけれども、課税限度額を法定限度額に合わせるものでございまして、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の課税限度額を引き上げ、課税限度額の合計額を77万円としたいとするものでございます。

改正内容につきまして報告第8号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例新旧対照表でご説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。第138条第2項でございますが、医療分の課税限度額50万円を51万円に改正し、第3項は後期高齢者支援金等分の課税限度額13万円を14万円に改正し、第4項は介護納付金分の課税限度額10万円を12万円に改正するものでございます。

第161条でございますが、課税限度額の引き上げによる条文整理でございます。

附則でございますが、第1項で、この条例は、平成23年4月1日から施行したいとするものでございます。

第2項は、経過措置でございまして、平成22年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとしているところでございます。

以上で報告第8号 専決処分についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 初議会で初めての答弁をいただくことになると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、質疑の件数は大きく4点でございます。国保税の問題は、現在の市民生活の中でも最も大きな争点になっているというふうに思います。とにかく税金ですから、払わなければ差し押さえもあるということ、あるいは払わなければ被保険者証を取り上げられて病院に行けないという、そういう問題にもなっている。こういう中での保険税の引き上げです。国が法定上限を定めたとはいえ、それに滝川市が従わなければならないという定めはありません。そういう中で質疑を行いたいと思います。

まず、1点目ですが、課税限度額に当たる所得の階層です。それぞれ違うのか、大体同じなのかわかりませんが、それをお示しをいただきたいと思います。

2点目は、この影響額は既に2月の厚生常任委員会で医療給付費分が124世帯、後期高齢者支援金分が183世帯、介護納付金分が152世帯、トータルの影響額が533万円というふうに示されております。ここで影響額が533万円と、1年間で。これに対して国民健康保険特別会計の基金は、21年度末で3億4,000万円ありました。これが現状で、現状というか、これ専決ですから、3月末時点で基金はどの程度と想定をされて、恐らく3億円は超していたと。3億円に対する533万円ですから、ここの中で上限を引き上げないで吸収しようという選択もあったというふうに思うのですが、3月末時点の基金残高見込みとなぜそこで基金で吸収すると、上限をそのままにすると、そういう選択をしなかったその理由についてお伺いをしたいと思います。

3点目は、道内35市の実態なのですが、法定上限額は毎年上げられております。これで5年連続上げられているわけですが、21年度とか22年度の実態であれば所管でもつかんでいるというふうに思いますので、35市がすべてがこの法定に従っているのか、それとも従っていないところがもあるのであればお示しをいただきたいと思います。

4点目は、国保会計が結局苦しいので、国は地方税法の施行令を改正して、保険税額を引き上げるということをするわけですが、全国の国保会計が苦しいその一番の理由は国庫負担が大幅に減少しているというところにあるわけです。1984年、ちょっと古くなりますが、これと2007年、23年間の間に、全国の国保会計の収入に占める国庫支出金の割合というのは当時50パーセントだったわけです。これが2007年には25パーセントへと激減をしていると。つまり23年前は5割を市町村民で負担をしてくれということが75パーセントを市町村民で負担をしてくれと、そういうふうに変化しているわけです。こういう国に対する態度は、前田村弘市政の時代に全道市長会等でどのような態度をとってきたのかについて4点目としてお伺いします。

以上です。

○議長 それでは、清水議員の質疑に対して答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 今4点ご質疑いただきました。順に回答させていただきます。

まず、1点目でございます。限度額の引き上げによりましてそれぞれの階層、対象となる所得額といいましょうか、についてのご質疑でございます。給与収入額でお答えさせていただきたいと思います。ご了承いただきたいと思います。医療費分でございます。医療費分につきましては728万円でございます。後期支援等分につきましては665万9,000円でございます。介護納付金分でございますが、631万2,000円でございます。

あと、2点目でございますが、基金の残額のご質疑でございます。3月末でございますけれども、3億4,032万6,000円でございますが、先ほどご承認いただきました補正予算の中でここから3,000万円を取り崩すという中身の補正でございましたので、その分を控除した額が実質のことになります。

あと、今回の限度額の引き上げをせずに、その財源を基金にというご質疑だったかと思いますけれども、従来から国保税につきましては国の限度額にその改定を合わせてきているところでございまして、今回も同様の考え方で対応したところでございまして、さらには基金自体の考え方につきましても以前過去におきましては単年度で2億円程度の赤字、単年度決算で2億円程度の赤字の時代もございました。そんなことからも少なくとも複数年対応できる基金の残が必要という考え方を持っていることから、今直ちに3億円の基金を取り崩して財源に充てるという考えには至らなかつたというところでございます。

あと、道内35市の状況ということでございますけれども、平成22年度ベースでございますが、いわゆる国に合わせた改定を行っているまちは滝川市を含めまして17市ございます。

あと、4点目でございますけれども、国への要望の動きということでございますけれども、これにつきましてはここ最近議員さんからご指摘いただきましたとおり国庫の負担割合が減少している傾向にございますことから、それらの維持といいましょうか、減額を避ける意味での要望をさせていただいた経過はございます。

以上でございます。

○議長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、最初のモデル例なのですが、世帯の人数、いわゆる世帯員数に応じて世帯割があり、また1世帯幾らというのがありますので、当然世帯員が多ければ保険税も上がるけれども、所得のほうは世帯人数たしか関係ないですよね。ですから、モデル人数、恐らく2人とか4人ぐらいで算定をしているというふうに思うのですが、これが何人の世帯だったのかということでお伺いします。

それで、例えば介護の納付金でいうと40歳以上64歳未満の方が対象になるのですが、631万2,000円の給与所得と。国保は、いわゆる自営業者の方ですから、多くがご夫婦と一緒に合わせて給与収入という形をとるのですが、そうすると夫婦でそれぞれ300万円ぐらいということで、大変苦しいそういう収入の世帯が想定されるのです。ですから、決して高額世帯ということではないというふうに思うのですが、こういった今回の該当する世帯、上限額が引き上がる世帯の収入水準についてどういうふうにお考えかをお伺いをしたいと思います。

2点目は、これは3月31日の専決処分で、前田村弘市長のご判断ということになるわけですが、今ご答弁された2億円の赤字になることもあるので、複数年度の赤字に対応できる基金額を維持したいというのが田村弘前市長の基本姿勢だったというふうに思うのです。こういった前市長の姿勢を前田市長さんは引き継いでいかれるのか、それともここでひとつじっくり考えて、新たな方向を模索をされるのか、こういった基本的な市長の姿勢についてお伺いをしたいと思います。

3点目で、道内35市のうち約半数が国に準じないで、国の基準よりも低い金額で設定をしてい

るという答弁がされました。それで、2月の厚生常任委員会のときにこの上限、課税限度額を国に合わせるというその理由の一つとして、国の特別調整交付金交付の重点指標とされているということを述べられているわけですが、つまり調整交付金が数千万円、4,000万円とかあるわけです。これがペナルティーとしてきてくるのだという理由を否定するような実態ではないのかなと。ペナルティーを受け、特別調整交付金を減額されても課税上限額を国の基準より下げているということはちょっと想定しづらいのです。つまりこの課税上限額を守らないという国の基準に合わせないとすることが国からのペナルティーに連動するというふうに多くの市が考えていないと。あるいは、道に対してそういうような見通しを持っているという証拠ではないかなというふうに思うのですが、本当にこの重点指標という言葉を使っていますが、これで特別調整交付金が下がるという根拠、こういう事例を見てもなおかつ主張されるのかをお伺いをしたいと思います。

4点目については、国に求めているということですから、再質疑は行いません。

以上です。

○議長 それでは、答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 まず、1点目でございます。限度額の給与水準ということでございますが、仮に例題にございましたご夫婦がということで、お二人世帯の場合の額についてお話しさせていただきますが、介護の部分につきましては522万円から631万2,000円の間がその対象となります。また、後期支援の部分でいきますと、622万8,000円から665万9,000円の間が限度額に該当すること、あと医療分につきましては716万円から728万円という限度の対象になるところでございます。

この水準をどう考えているのかということでございますけれども、前段のご質疑の中でも議員さんのほうからお示しいただきました医療、後期、介護それぞれの限度額に対象する世帯数についてご指摘いただきました。この対象となる世帯が多いのか、少ないのかという判断は別にいたしまして、全体で533万円ほどの影響額にということでの試算はしてございます。これが中間層のいわゆる負担の軽減にも結びついているというのも事実でございますので、この負担水準といいましょうか、についてはやむを得ないものかなと、そんなふうに思っているところでございます。

あと、2点目、基金の関係につきましては市長にお伺いするということでございますので、3点目のほうに……基金の関係でございますが、3月末の残につきましては先ほどお話をさせていただいた額でございまして、滝川市の基金条例の中におきましてはその積み立ての限度額、額として明示はしてございませんが、文章表現になってございますけれども、おおむね9億円を限度ということで定めてございます。そこからいくとまだ相当差はございますけれども、先ほど言いました単年度で2億円の赤字決算を生じた過去もございます。そんなことから、今ある3億4,000万円の基金残というのが必ずしも安定した基金の残の状況ではないのかなと、そんな判断をしていることから、今回の対応をさせていただいたところでございます。

あと、道内35市の17市がという先ほど答弁させていただきました。確かにさきの厚生常任委員会の中で調整交付金、22年度は4,400万円ほどでございますけれども、これが国の限度額に合わせないことによって交付がされないであろうと見込まれております、もしそういう場合は。

であれば残りの半数近くの自治体はどうなのだということでございますが、それぞれのお考えもあるかと思いますが、いわゆるその調整交付金その部分の交付金をちょうどいいしないまでもその会計が判断により保たれているのか、その辺の分析までは正直してございませんが、ただ滝川市にとつて少なくとも4, 400万円が不足するということは会計上大きなことだと思っておりますし、将来この国保事業自体が広域化という方向今ございますけれども、それまでの数年間仮に年間4, 000万円がしが入らないとすれば大きな財源不足にもなると、そんなことからそういう対応をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長 市長。

○市長 先ほどの清水議員のご質疑に市長という立場でお答えをしたいと思いますが、私はこの選挙に当たりまして過去の市政についてはゼロベースですべてを見直すということをお約束して、この場に臨んだわけでございます。しかしながら、今ほどお話がございましたとおり担当部局の説明によりましても基金積み立て条例では9億円までとなっている等、本市の条例というものもあるわけでございまして、今各部局からのさまざまことをヒアリングさせていただいて勉強している最中でございます。そんな中で、やはり担当部局の意見も尊重しながら、またこの9億円という条例というものもあるということの中でどのような方向性を示すかということは今後の私の課題とさせていただいて、これからも清水議員と議論をさせていただければと、そのように思っておりますが、以上を答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 報告第8号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を不承認とする立場で討論を行います。

内容は、国保税の医療保険分である基礎課税額の上限を50万円から51万円に1万円、後期高齢者支援金等課税額の上限を13万円から14万円に1万円、介護納付金課税額を10万円から12万円に2万円それぞれ引き上げるというものです。

反対理由は、不承認とする理由は、第1にこの引き上げについては地方税法施行令改正によるものですが、2007年度以降5年連続の引き上げとなっています。これによるトータルの金額でいいますと、2007年当時62万円だったものが今回77万円へと15万円引き上げるという膨大な引き上げとなります。

反対理由の第2点目は、基金残高が3億1, 000万円に上る中での実施であり、影響額533万円は十分に吸収できるものと考えます。

第3は、対象となる所得の市民は600万円台から700万円台の給与収入に相当するとはいえ、該当する市民は農業や商工業などの自営業者の方々です。ただでさえ高過ぎる国保税をさらに引き上げることは問題です。特に昨今の不況の中で、自営業で600万円から700万円という方々が

高額所得者と呼べないことはもちろんですし、それ以上の所得の方々はこの国保の被保険者の中にはほとんどおられないという実態ですから、これによって中間所得者層を救済するということにはならないというふうに考えます。

また、理由の2点目に挙げられた国の特別調整交付金交付の重点指標とされているということについては、道内35市中18市が国の基準に合わせない、それ以下で保険税額を設定されているということからいっても、これによってペナルティーを受けるというその実効性は、見通しは低いのではないかというふうに考えるものです。

最後に、日本共産党が3月に実施をした市政アンケートでは150を超える返信がありました。その中で経済的な理由で治療を我慢している人は、1回以上我慢した方が7割で、いつも我慢しているという方が1割にも上り、国民健康保険制度の問題点は非常に深刻となっています。前田新市長が今述べられたように、ゼロベースをもととしつつ各所管と十分に打ち合わせをしながら新たな態度を決めていきたいというご答弁について、そういう方向でぜひ市民の悲願である国民健康保険税の引き下げ、そういう方向に市政を進められることを期待をいたしまして、反対討論といたします。

○議長 ほかに討論ございますか。柴田議員。

○柴田議員 報告第8号、滝川市税条例の一部を改正する条例の専決処分について承認の立場で討論させていただきたいと思います。

まず、日本共産党の清水議員から不承認の討論がございました。一々そのご議論については理解をするものでありますが、まずは市民の生命を守るその立場から当然国民健康保険、これを今後も末永く守っていかなければいけない。さらには、基金を安定的に運用し、将来の不安を取り除かなければいけない。安易にこの基金を取り崩すということについては、今後も慎重な運用を望む立場で今回承認の討論をさせていただくということであります。

国の動勢によって市民の生命の危機があつてはならない。当然国保の安定的な運用のために今後とも国の動向に左右されない安定的な国保運営に心がけていただきたい、そのことを申し上げて賛成の討論とさせていただきたいと思います。

○議長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより報告第8号を起立により採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数であります。

よって、報告第8号は承認することに決しました。

◎日程第25 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長　日程第25、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回臨時会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

#### ◎総務部長あいさつ

○議長　ここで先ほど副市長に選任同意いたしました吉井総務部長からあいさつの申し出がございますので、これを許したいというふうに思います。吉井総務部長。

○総務部長　先ほど副市長の選任についてご同意を賜りました吉井でございます。ただいま議長の計らいいただきましてごあいさつの機会を与えていただきましたことを心から感謝申し上げ、一言ごあいさつさせていただきたいと思います。

まずもって、副市長の選任に当たりましてご同意を賜りましたことに感謝とお礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。自分としましては、身に余る光栄でございますが、先日前田市長から副市長の選任についてお話をいただいて、今この時点までまさに青天のへきれきでございます。この多難な時期に前田市長の手足となって、果たして本当に自分が副市長としての任務を全うできるのか、毎日自問自答の連続でございます。けれども、このような首尾に相なったわけでありますから、前田市長がさきの統一選挙で公約しておりますさまざまな政策の実現に向けて、微力ではありますが、全力を挙げて努力してまいりたいと思っております。自分は経験も浅い極めて平凡な人間でございますから、この後何かと不都合やらご迷惑をおかけすることが出てくるのではないかと思います。どうか精いっぱい頑張ってまいりますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻、叱咤激励、あるいは市民の皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、意を尽くしておりませんが、副市長の選任に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

#### ◎閉会宣言

○議長　本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会　午後　0時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会臨時議長

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員